

消防団アプリ業務委託仕様書

1 目的

現在、福岡市（以下「本市」という。）では、消防団の災害出動及び活動に伴う紙ベースでの各種報告事務や取りまとめ作業による事務負担をはじめ、災害時や平常時における消防団員間での情報共有の不足などが課題となっている。

本業務は、スマートフォンにインストールして利用するクラウド型のアプリケーション又はスマートフォンを介して利用可能なクラウド型アプリケーション（以下「アプリ」という。）を導入することにより、災害時における情報共有の迅速化を図るとともに、報告業務のデジタル化・自動化を推進するものである。これにより、消防団活動の高度化及び効率化並びに消防団員の負担軽減を図り、もって、災害対応力の向上に資することを目的とする。

2 基本事項

(1) 業務概要

本市の消防団員（以下「利用者」という。）に対してアプリのサービスを提供し、安定的な運用を行う。

(2) 履行場所

福岡市消防局警防部消防団課及び本市が指定する場所

(3) 履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

なお、当該アプリの本運用開始日は令和8年10月1日とし、運用開始前1か月程度の試行期間を設けるものとする。

(4) 導入範囲（利用者数の想定）

ア 本市の消防団員（最大2,602アカウント）

利用アカウント数は実員数（令和8年4月1日時点の実員数：2,275名）を目安とする。

イ 本市の消防職員（最大50アカウント）

3 機能要件

(1) 団員管理機能

ア パソコンを利用して、アプリ及びアカウントの管理ができること。

イ 本市の消防団への入団及び退団等の状況に応じて、利用者アカウントの登録、無効化又は削除ができること。

ウ 利用者のアカウントには氏名、所属、役職が登録できること。

(2) 通知機能

ア スマートフォンへのプッシュ通知（又はプッシュ通知に類する機能）を有すること。

イ 本市が使用する消防指令管制情報システムから送信される災害出動指令情報をもとに、出動対象所属の利用者に対し、出動指令を自動配信すること。

なお、配信にあたっては、災害種別、災害地点及び発生時刻等の情報を含めること。

ウ 前イのほか、本アプリ及びパソコンから、災害、訓練及び警戒等の任意の事案を作成し、対象所属の利用者に配信できること。

(3) 報告機能

ア (2)により配信された災害等の事案（以下「配信事案」という）に対して、利用者が出動又は参加の可否を回答できること。また、その回答状況を、当該事案が配信された利用者が確認できること。

イ 配信事案に対し、活動状況及び被災状況について、文章、静止画又は動画を用いて本アプリ上で共有できること。

ウ 配信事案に対する活動について、利用者のスマートフォンから、日付、活動時間、活動場所及び活動種別を含む報告を作成できるとともに、当該報告の閲覧、修正及び削除ができること。なお、活動種別については、本市が指定する種別を設定できること。

エ 前ウについては、スマートフォンを所持していない等の理由により本アプリを利用することが困難な利用者があることを想定し、他の利用者が代理で報告できること。また、代理入力を行った利用者が識別できるようにすること。

オ 前ウにより報告があった者の氏名や人数等を取りまとめた報告を作成できること。

(4) 地図・水利情報確認機能

ア 配信事案について、災害地点を地図上で表示できるとともに、利用者の現在地から災害地点までの出動経路を確認できること。

イ 消火栓や防火水槽の位置などの水利情報が地図上で確認できること。

※水利情報のデータについては、本市が提供する。

(5) 消防団情報共有機能

ア 本アプリ及びパソコンから利用者に対して、任意の情報をテキスト形式及びPDFファイル、画像等で配信できること。

イ 前アの情報配信先は、所属内の利用者について一括又は個別に任意で選択できること。

4 非機能要件

(1) 本契約の履行期間中において、ソフトウェアの保守管理及びアップデート費用は、受託者又はシステム提供者の負担で行うものとする。また、リソースの増加等により、本市に費用負担が発生しない構成とすること。

(2) 本市及び本市消防団の組織名称や出動種別等に変更が生じた場合は、設定の変更が可能であること。

(3) 本契約の履行期間中において、第三者の特許権等の侵害に関する申し立てその他の事由により、サービスの提供継続に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合には、当該アプ

りの利用に支障が生じないよう、受託者の責任において代替措置の実施、その他必要な対応を講じること。

- (4) スマートフォンは、iPhone 又は Android を対応機種とし、最新及びその 2 世代前までの OS (iOS、Android) を動作保証とすること。また、PC は Chrome、Edge 又は Safari の最新及びその 2 世代前までの動作を保証とすること。
- (5) アプリは App Store 及び Google Play から無料でダウンロードできるようにすること。

5 サポート

- (1) マニュアルの作成

受託者は、利用者が操作を習得できるように操作マニュアルを作成すること。

- (2) 説明会の開催

本市が利用者に対し開催するアプリ説明会に参加し、アプリの操作方法等の説明を行うこと。説明会は運用を開始する前の 1 ヶ月間で概ね 10 回程度の開催を予定しているが、具体的な回数、内容、場所等については別途協議の上で決定する。

- (3) 問い合わせ対応

アプリの利用方法や運用等に関して、本市からの問合せに適切に対応すること。

6 セキュリティ

- (1) 受託者は、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) に関する「ISO/IEC27001」認証又は個人情報の保護体制に対する第三者認証制度「プライバシーマーク」の認証を受けていることに加え、当該認証に基づく情報セキュリティ管理体制を本業務に適用できること。また、本業務で利用するサーバ公開環境については、ISMAP 又は ISMAP-LIU クラウドサービスリスト (政府情報システムのための評価制度) に登録されたクラウドサービス (PaaS 又は IaaS を含む) を利用すること。
- (2) 通信経路においては、TLS1.2 以上 (可能な限り TLS1.3) による暗号化を行うこと。
- (3) 本システムについては、機密性・完全性・可用性に配慮した設計とし、情報漏えい、改ざん、サービスの停止及びデータ消失の防止を図ること。また、保存データについては暗号化を行うこと。
- (4) Web アプリケーションファイアウォールを用いて、不正な通信の検知及び遮断を行うこと。
- (5) 特権 ID (システム及びデータに対する管理権限を有する ID) は、業務上必要最小限の範囲で付与することとし、利用者毎に個別に発行し、共有しないこと。
- (6) パスワードポリシーは本市と協議の上、決定すること。
- (7) 本システムの運用にあたり、障害やセキュリティインシデントの原因追跡が可能となるよう、アクセスログや操作ログ等、各種ログを取得・管理すること。
なお、重要なログについては、5 年以上保存し、それ以外のログについては、本市と協議の上、適切な保存期間を設定すること。

- (8) DDoS 防御、改ざん検知、侵入検知等のセキュリティ対策を講じること。また、DDoS 攻撃、改ざん、不正侵入、SQL インジェクション等の脅威を検知した場合には、速やかに影響範囲の特定、封じ込め、復旧対応を実施するとともに、本市へ速やかに報告すること。
- (9) ウェブ方式を採用する場合は、「安全なウェブサイトの作り方（独立行政法人 情報処理推進機構）」に準拠した対策を実施すること。
- (10) サーバ、ネットワーク機器等の選定に当たっては、本市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、脆弱性診断（Web アプリケーション診断及びプラットフォーム診断を含む）については、本運用及び運用後に年 1 回以上実施すること。
- (11) 本システムにおいて使用する OS、ミドルウェア及びソフトウェアについては、サポート期限内のものを使用し、サポート期限を適切に管理すること。
- (12) 本システム及びソフトウェアにおいて、ベンダー又は開発元から提供されるセキュリティパッチが公開された場合は、速やかに適用すること。
- (13) セキュリティインシデントが発生した場合には、発生後速やかに本市へ報告するとともに、原因の分析、再発防止策の提示及び必要な是正措置を講じること

7 運用・保守管理

(1) 稼働時間

本サービスの稼働時間は、24 時間 365 日とするが、アップデート等でシステムを停止する場合は、事前に本市に情報提供すること。また十分な冗長性、耐障害性により、大規模災害発生時においても、利用者の各キャリアの通信回線が正常稼働しない状況やインフラに深刻な障害が発生する等のやむを得ない状況を除き、本サービスの利用が可能であること。

(2) サーバ

サーバの設置場所は国内に限定されていること。

(3) 準拠法・管轄裁判所

クラウドサービスの利用における準拠法は日本国法であり、管轄裁判所が日本国内にあること。

(4) データ管理

ア 運用データについては、バックアップツールやジョブ管理ツール等を導入し、定期的にバックアップ（最低月次）を行うこと。また、事前に障害時の回復に対してバックアップ手法を定めるとともに、想定される障害について、あらかじめバックアップ媒体からのリカバリー方法を決定しておくこと。

イ システム上で保管していた本市から提供したデータ（バックアップデータを含む）は、システム消去の際に全て消去すること。また、データ消去した旨の証明書を提出すること。

(5) 障害管理

ア 障害が発生した際は、本市に連絡の上、速やかに復旧作業に着手すること。

イ 原因を調査し、対策等を講じた上で、本市に報告すること。

ウ 障害対応履歴の集積・分析、障害原因の分析により再発防止を行うこと。

(6) 保守管理

システムのサービス期間中にわたって安定的運用を図るため、ソフトウェアの機能改善や変更を行うとともに、ソフトウェア運用に伴うデータベース領域の整備等の作業を実施すること。

(7) バージョンアップへの対応

利用端末のソフトウェアの更新に合わせたバージョンアップに対応すること。

8 消防団員管理システムとの連携

本アプリから出力される出動報告の CSV データを出力でき、項目及びレイアウトの可変に対応すること。また、CSV データは、出動日時、所属団コード、分団コード、出動種別コード、団員番号、階級コード、団員別の活動開始及び終了時刻、出動住所などを想定しているが、詳細は契約後に本市が提示する。

9 留意事項

- (1) 本アプリにおいて作成されたデータや画像等の著作権及びデータの所有権は、全て本市に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、本業務を実施するにあたっては、個人情報及び情報資産の取扱いについて契約書で定める「個人情報・情報資産取扱特記事項」及び、本市情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。
ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、本市と受託者が協議して定める。